

# 静岡県卓球協会ランキング規程

平成30年4月1日 制定  
令和2年4月1日 改正

## 第1条 総則

静岡県卓球協会（以下本会という）会則 第4条に基づき、本会のランキングを規定する。

## 第2条 目的

1. 本会主催の試合結果に基づいて、その年度毎にシングルのランキングを決定し公表する。
2. 本会主催の県予選会が自然災害、またはその他の理由により開催できず、尚かつ代替の県予選会が開催できなかつた際に、ランキングにより代表者とその申込み順位等に活用する。

## 第3条 第2条2項の県予選会が何らかの理由で開催できなかつた際の代表者決定と申込み優先順位

1. 本大会の前年度ランキング。
2. 国際卓球連盟が発表する、近々のランキング。
3. 本会のランキング。
4. 静岡県卓球協会主催の前年度ランキング

## 第4条 ダブルス、混合ダブルス、団体の代表決定優先順位

1. 本大会の前年度ランキングとその下位の結果で、同一組とする
2. 前年の同大会県予選会の順位、但し同一組とする。  
同一組でない場合は、順位をワンランクを下げ、そのランキング保持組の次の順位とする。
3. 上記の1、2で該当組がない場合は、本会ランキングの合計ポイントで決める。
4. 団体は本大会の前年度ランキングとその下位の結果とする。  
上記に該当しない場合は、シングルの本会ランキング順位の合計結果で決める。

## 第5条 静岡県卓球協会ランキング基準

1. (公財)日本卓球協会登録者を対象とする。
2. 年度毎の本会の主催大会の成績に従って、ランキングポイントを算出し、その合計ポイントで本会ランキングを決定する。  
なお、ランキング保持者、本会の推薦者、または無条件出場資格者で、本大会に申し込みをする選手には16点を与える。  
16点/1位、8点/2位、4点/3~4位、2点/5~8位、1点/9~16位
3. 本会ランキングはカテゴリー別とする。
4. 一般の部は全ての出場者を対象とする。
5. ランキングポイント対象大会は次の表の通りとする。

県予選会名	カテゴリー												
	小学生	中学生	高校生	一般	30代	40代	50代	60代	65代	70代	75代	80代	85代
国民体育大会選考会			○	○									
全日本卓球選手権	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全日本社会人卓球選手権				○									
東京卓球選手権					○	○	○	○	○	○	○	○	○
中部日本卓球選手権					○	○	○	○	○	○	○	○	○
東海卓球選手権					○	○	○	○		○			
全国高校選手権			○										
全国中学校大会		○											
東アジアホープス	○												
会長杯小学生交流大会	○												
中学前期強化リーグ戦		○											
すこやか長寿祭(ラージボール)								○	○	○	○	○	○
スポレク祭(ラージボール)							○	○	○	○	○	○	○
マスターズ(ラージボール)							○	○	○	○	○	○	○

第6条 静岡県卓球協会主催大会のランキング順位

1. 大会の1位はランキング1位とし、2位はランキング2位とする。
2. 順位決定戦が実施されない大会については、ベスト4位以下のランキング順位は最上位選手に負けた選手を上位とする。

第7条 ランキングポイントの抽出

1. ランキング人数は、参加人数によって決める。
  - 1) 参加人数が2名～3名は、ランキング1位のみ。
  - 2) 参加人数が4名～7名は、ランキング2位まで。
  - 3) 参加人数が8名～15名は、ランキング4位まで。
  - 4) 参加人数が16名～31名は、ランキング8位まで。
  - 5) 参加人数が32名以上は、ランキング16位まで。

第8条 本会ランキングの発表

1. 本会ランキングは、その年度の該当大会が全て終了後に本規定に従い算出し、翌年の理事会で下記のランキングを発表する。
  - 1) 世界ランキング
  - 2) 全日本卓球選手権(ホカバ、カデット、ジュニア、一般、マスターズ)ランキング
  - 3) 全日本社会人**卓球選手権**ランキング
  - 4) 東京卓球選手権ランキング
  - 5) 大阪国際**招待卓球**選手権ランキング
  - 6) 中部日本卓球選手権ランキング
  - 7) 東海卓球選手権ランキング
  - 8) 全日本ラージボール**卓球選手権**ランキング
  - 9) 静岡県ランキング

附 則

1. 本規定の制定、改廃は理事会の承認を得る。
2. 本規定は、平成30年4月1日から施行する。
3. 本規定は、令和2年4月1日に改定し、平成31年4月1日から施行する。